

江戸町と関宿本陣会田家

—会田久兵衛諸用之覚からみる江戸町—

はじめに

林保

る文書は、「寛政元年二月吉日 懐中諸用之覚書」によるものである。

一 関宿城と歴代城主

会田家の歴史は関宿町においても、其の家柄は古く、慶長八癸卯年（一六〇三）には、「穀町書出之事」の文書には会田大膳の名があり、慶長十一丙午年（一六〇六）の「控綱代之町」にも関係している家柄である。更に遡れば「矢那田（築田）河内守晴助様御代に永禄年中（一五五八～一五七〇）晴助公より会田内膳之助検地拾五貫文之所下し置かれ候御証文天正年中（一五七三～一五九一）篠城之働きに付き和泉守に仰せ付けられ候。天正年中に小田原北条家関宿御手入れ、其の時より和泉の子大膳と申し候は、小田原御被官罷り成り、其の時諸商之用仰せ付けられ、船等も無役にて、持ち行き届け仕り候。其れ以後御当家様に罷り成り候。」とあり、小田原北条氏滅亡後は徳川家臣団に入つたことが書かれており、次いで「權現様御舎弟様松平因幡守康元様御城御持遊ばされ候。其の節猶綱代式拾石之御判形下し置かれ候。其以後松平大隅守重勝様に成り候。其後松平大隅守様わざかに三年御持ち、御所替遊ばされ候。小笠原佐衛門佐政信様御当地御持遊ばされ候。大膳の子久兵衛十人扶持下され在郷方支配仕り、二十年ほど御座成され御遠行遊ばされ候。」

其の後北条出羽守の入封転封等がくりかえされたが、いずれの藩主からも所領を安堵され、在郷方支配の任を与えられた事が書かれている。
会田家が在郷方支配役からやがて名主となり、関宿本陣家へと昇格していく過程を読みることが出来る。残念なことに会田家は昭和の初めに火災に遭い、その多くの貴重な文書類を焼失してしまつたことである。今回紹介す

松平大隅守重勝 高式万六千石 元和三丙辰（一六一七）入部。後美濃大垣江所替

小笠原右衛門政信 高式万式千石 元和五年己未入部。後濃州高須江所替

北条出羽守氏重 高式万三千石 寛永十七庚申年（一六四〇）八月入部。

後駿州田中江所替。牧野内匠守信成 高式万式千石 正保元甲申年（一六四四）八月入部。

牧野佐渡守親成 高式万式千石 明暦二丙申年（一六五六）八月京都所司代江替

板倉周防守重宗 高五万石 明暦二丙申八月入部。

板倉阿波守重郷 高四万五千石

板倉隱岐守重常 高右同

天正十八庚寅年より寛文九己酉年（一六六九）迄御三代様持。寛文酉四月

勢州龜山江所替。寛文九己酉四月より同七月迄御在番

御城預り 新庄隱岐守

御預り中御仕官 曽根五郎右衛門持

久世大和守広之 高五万石寛文九己酉年（一六六九）入部。

久世出雲守重之 右同高 天和三癸亥年（一六八三）十一月備中仁和瀬（庭瀬）江所替

牧野備後守成春 高五万三千石 天和三癸亥年（一六八三）十月入部。

牧野備前守成定 右同高 後式万石加増され更に七千石御加増さる。都合八万石となる。宝永二乙酉年（一七〇五）十月三州吉田江所替。

長禄元丁丑年（一四五七）五天和三癸亥年（一六八三）迄式百三十年に成る（満式百式十六年の誤か或は数え年で二百二十七年の誤か）

久世大和守重之 高五万石 宝永三丙戌年（一七〇六）三月入部。享保五庚子年（一七二〇）六月二十七逝去す。後一万石加増。

久世大和守暉之 高六万石 享保五年襲封、寛延元年（一七四八）迄。寛延二己巳年（一七四九）八月十八日卒。年五十歳。

久世出雲守広明 高六万石 寛延元戊辰年（一七四八）襲封。

明和二乙酉年（一七六五）寺社奉行、同六己丑年（一七六九）大阪城代となる。領地を河内・美作に移される。安永三甲午年（一七四四）関宿復帰。関宿留守中は、佐倉堀田相模守御預りとされた。

安永三甲午年（一七七四）旧領すべて復帰。宝暦七丁丑年、安永九庚子年、天明元辛丑年、利根川・江戸川の大洪水被害により、幕府から各五千両の恩賜金を受け、老中任中二万石分を伊豆・相模・武藏の三国の五郡内に移される。天明五乙巳年（一七八五）一月二十四日卒。久世大和守広譽 高五万八千石襲封。文政四辛巳三月卒。在職期間、天明五年（一七八五）から文化十四年十一月迄。

久世隱岐守広敦 高五万八千石襲封。後大和守。

久世大和守広運 高五万八千石 広譽の養嗣子なり。天保元年（一八三〇）卒。在職期間文化十四年（一八一七）から天保元年（一八三〇）迄。

久世大和守広周 高五万八千石 江戸町奉行大草能登守高好の次男で広運の養嗣子となり襲封。嘉永元戊申年十月十八日御老中御加判に列せらる。右大将様江附きなされ、西ノ丸御勤。嘉永四辛亥年（一八五一）十二月二十一日御本丸御老中仰せ蒙り為さる。安政五戊午年（一八五八）御病気に付き願之通御役御免。

改元万延元庚申年（一八六〇）

安政七庚申年閏三月朔日御老中御加判に列し為さる可き仰せ蒙られ候。

御殿御普請仰せ付けられ、同申年（万延元年に当たる）（一八六〇）霜月十五日一万石御加増あり。久世大和守広周、高五万八千石となる。

久世広文（隱岐守）広周の嫡男襲封、父広周永蟄居被命、一万石没収、四万八千石に減封。戊辰戦争後蟄居。明治三十二己亥年（一八九九）卒。明治元年（一八六八）と成り、是より御一代一号に御定めとなる。

一、高式百九石八斗八升
同式拾八石四斗式升五合同所新田
惣高三百三拾八石三斗五合

訳

反高盛八ツ六ツ四ツ

屋敷盛堀石代

田高六町七反四畝拾堀歩

内 堀敷

式町四反八畝式拾堀歩^(タマ)変地引

堤敷

残四町三反五畝拾四步

畑高四拾八町五反六拾三步

江戸町地方覚

内

八町式反七畝廿六步
堀敷^(タマ)変地引

堤敷

残四拾式反八畝拾七步

内

九町七反九畝廿五步
町屋敷

内河岸 向河岸

先規5御除地

田町歩五町堀反式歩五斗九升取

上烟拾式町五反三畝廿六步

米納高

永納高

此訳

金五拾五両式分式朱卜永百三拾堀文堀分 惣納辻
内

拾式兩式分 夏成

同九両 秋成

江戸町台町名主分

同式兩堀分式朱卜永甘四文九分
此錢

内堀兩三朱卜永五拾堀文四分 江戸町
同九拾八文堀分 台町

永拾八貫文 江川地馬草運上

同六百六拾文 百姓山錢 是者西高野林畑地也

一、錢四貫七拾五文 小物成

烟高三拾四反八畝廿式歩

烟方取永覚

上烟堀反二付

中烟同二付

下烟同二付

下々烟同二付

同八拾五文取下

砂烟同二付

大砂烟同二付

砂入烟同二付

新烟同二付

新上烟同二付

新中烟同二付

新下烟同

西中烟同

丑ノ下烟同

同百三拾文
新屋敷同

田畠成同 同百五拾五文
田成堀附畠同 同式百文
飛地
沖之内田畠取永左二
新畠壱反二付 永九拾五文
同田畠同 同四拾五文
田成堀附畠同 同式百文

御構名主畠取永左二

新畠壱反二付 永百文

同畠同 同五十文取

高田畠成反二付 式斗四升取

本田五斗九升取 粉七合八勺七才

新田三斗五升取 同四合六勺七才

中戸内 五斗九升取

同 四斗六升取 粉六合

御本 本田五斗九升取

新田三斗五升取

中戸内 五斗九升取

中田壱町七畝武歩 九斗代
此分米九石六斗三升六合
下田六反七畝拾五歩 八斗代
此分米五石四斗
合田高四町九反式畝廿三歩
合分米五拾石三升八合
外 式反六畝廿三歩 宝永三戌年
上畠ニ遣入

合五町壱反九畝拾六歩

内 上畠ニ遣入

田畠成壱反八畝拾五歩 百五拾五文取

元文五庚申5永定引 此反別取永二付畠江入

高、田畠成九畝拾四歩式斗四升取

延宝四己辰年5高田畠成石取差引残四町九反壱畝七歩

右明和六丑年まで御割付面ニ有之候

下田壱畝歩 西変地取下ヶ

砂畠ニ罷成候処寛延四未年田江立帰り新屋敷ニ成り、永百三拾文取ニ罷

成候右四町九反壱畝拾七部之内江篠り申候

明和年間に田畠の上中下及び町屋敷等について何回か改変が行われている。特に洪水等により田畠が著しく変化した場合、上田を砂田と改めるようなことがなされている。(中略) 牧野備後守様御代に水帳改めがあり新しい水帳が下し置かれている旨記載されている。

本高内

町屋敷九拾六石式斗六升參合

従光觀寺社屋敷共御領主様御取箇御除

一、高三百九石八斗八升

上田三町壱反八畝六歩壱石七斗代

此分米三拾五石武合

三 江戸町御免除地御役屋敷

一、四拾式軒式分五厘 江戸町内本町
従光觀寺社屋敷共御領主様御取箇御除
拾五軒半 町内渡場
拾七軒 町内新町

拾四軒半

五軒半

五軒

式軒

寺社屋敷八ヶ所

但向河岸共寺社料

町内内河岸

町内向河岸

江戸町名主屋敷

内河岸 船店屋敷

向河岸

武町武反廿式歩

右牧野備後守様御代四拾八年以前堤共築立被遊候。元文三年年（一七三

八）十月ノ控

内 堤外

壺町三畝拾三歩

名主五人分

五反六畝廿七歩

福寿院・日応寺分

都合本町歩 拾八町三反四畝拾弐歩

右堤外江川村⁵出入有之繪図被下置元文三戌年（一七三八）之控。

元文五庚申年（一七四〇）三月廿三日御尋二付御会所差出候事。

牧野備後守様⁵被下置候繪図三枚共入御覽ニ候。

沖之内堤内御繪図元禄二己巳年（一六八九）五十二年以前也。右之通御

尋二付申上候。

拾七人之堤敷之御開発元禄五壬申年（一六九二）六人分押切皆無之義、

元禄八乙亥年（一六九五）皆無ニ成ル。

堀并塙之儀同年出来右塙先年八個無御座候由。（申伝）

内河岸御屋敷拾四軒半、河岸長四町弐拾壺間半、河岸方角亥辰巳二当ル。

向河岸御屋敷五軒半、河岸長弐拾八間、河岸方角北南ニ当ル。

内河岸前通新烟子ノ年烟ニ成ル、元文三年年（一七三八）迄拾九年以前

當時八居屋敷引込申候。

一、江戸町川除堤長四百六十間、元町堤迄元文六年（一七三八）迄百拾七年

以前、元和六年（一六二〇）御関所共ニ始リ、

一、向河岸四ツ谷堤長八拾七間弐尺、馬踏九尺、敷七間、高六尺、

右堤先年八無之候処酉年、嶋田平助様掛リ二テ、新堤御築立被遊候。

一、沖ノ内堤長三百五拾五間、馬踏四尺弐寸、高八尺六寸、敷五間壺尺右ノ

通切レ候バ凡弐千六百石余之損地ト罷成候ニテ被遊候、其後御地頭普請

御座候、出水之節水當テノ場所故、度々押流年々御普請御座候場所。

一、久世大和守様永三戌年（一七〇六）三月三州吉田⁵関宿江御所替、寛

延三庚午（一七五〇）迄四十五年。

一、寛延二己巳年（一七四九）久世隱岐守様御死去、同九月久世出雲守様江

永取。元文三年年（一七三八）秋内証改メ右之通町歩、沖之内堤外新烟

一、沖之内運上地野錢場新庄隱岐守様御預り之節、御代官曾根五郎左衛門様御支配之節、御運上地畠二切替元禄二巳年右曾根五郎左右衛門様⁵板札二裏書被下置候（註 沖ノ内現五霞町、元ハ江戸町ノ内）

一、沖之内新畠拾七町五反四畝弐歩。但堤外八半ニベ入壹反二百弐拾三文之永取。元文三年年（一七三八）秋内証改メ右之通町歩、沖之内堤外新畠

御家督、翌九月御入部

一、江戸町枡形入口ヨリ元町境迄川除堤長九百五十三間、

四 久世大和守領分下總国葛飾郡関宿江戸町

一、高三百三拾八石三升五合

往還長拾武町五拾武間 但台町境⁵元町野道境迄
町並道幅平均六間 野場往還前式間

左リ側（通り南側二当ル）

一、淨土宗 清信寺 一、金比羅社 壱社 一、八幡社 壱社 一、真言宗
不動院 同不動堂 壱宇 右側（通北側二当ル）

一、本山修驗 東正院 羽黒山本院 一、同愛宕社 壱社 一、稻荷社 壱

社 江戸川入口 一、字江戸川 但常水川幅四十間

棒出シ⁵御関所台迄 一、川幅式拾九間

江戸町地内

一、長十三町三間、但台町境⁵堤通元町境迄

内三町四十間 町家但中町木戸台町境⁵福寿院入口縁迄

江戸町

一、地内長六町四十五間 町家 但台町境⁵御関所前渡船場迄両側
左野場往還入口

右側

一、真言宗 福寿院 一、同 観音堂 壱宇 一、同 香取社 壱社

一、同 天王社 壱社 一、同 浅間社 壱社 一、同 真言宗 観音院

一、同 熊野森社 壱社

左側

一、稻荷社 壱社

ペ 右之通奉書上候処相違無御座候

天保十三壬寅年（一八四二）七月

関宿町

御道筋御見分

御役人中様

組頭 銀右衛門 印

名主 久兵衛 印

右の江戸町に關する文書は老中水野越前守忠邦が日光街道東往還通行にあたり名主久兵衛と組頭銀右衛門の連署連印による。関宿通り多功道の宿場町江戸町の様子をあらかじめ水野家見分後に、江戸町の概況を知らせたものである。八月下旬忠邦は江戸町を通り結城に向かつている。又水野越前守忠邦以外の大名或いは旗本の東道中通行の記録が、天保十四卯年（一八四三）の記録に残されている。本陣の記録として左に記す。

天保十四癸卯年（一八四三）

卯年四月 日光東道中（註日光街道東往還）関宿通り之扣

日光御場所御勤番御固メ御大名様方御通行ノ扣

四月九日昼九ツ時（十二時）通り御通行

日光大御番

高三万五千石丹後国田辺御城主牧野山城守様 御奏者と御兼御本陣

御小休

同 十日昼四ツ半時（十時頃）御通行「大沢」⁵今市入口御固メ

高十五万石豊前小倉御城主小笠原大膳太夫様 同昼御休

御関札 四月十日

小倉少将 休

同 十日夕七ツ半時（午后四時頃）御着

今市⁵鉢石ノ間古道口御固メ

高五万石參州岡崎御城主本多中務大輔様 同御泊

同 十日昼八ツ半時過（午后一時頃）御通行今市⁵日光出口町内奥州道

高七万石丹後宮津御城主松平伯耆守様 同 無御小休

四月十一昼夜半時（十二時半頃）御通行

外山台御固メ

や供揃の員数等に拠つたものとみえる。

高六万石江州御膳御城主本多兵部大輔様四品御奏者ヲ御兼
同 十一日夕七ツ半時（午後四時半頃）御着
滝ノ尾地蔵堂前行者堂入口御固メ

高七万石日向延岡御城主内藤能登守様御泊

同 十一日昼八ツ半時（午後二時半頃）御通行新町入口御固メ

高拾万石濃州大垣御城主戸田采女正様御本陣差合ニ付脇御本陣御休止

同 十二日昼四ツ半時（午前十時半頃）御通行御着足尾口

高五万三拾七石余遠州掛けヶ川御城主太田摂津守様御昼休

同 十二日夜七ツ半時（午后四時半頃）御通行小来川口御固メ

高武万五千石和州高取城主植村出羽守様 無御小休

同 十二日夕六ツ時（午后六時）御着 龍円坊坂口

高武万五千石羽州松山御城主酒井石見守様 御泊

同 十三日朝六ツ半時（午前六時半）御通行

西之御丸御名代御高家衆

供奉御固メ

同 十四日昼四ツ時（午前十時）前御通行

高三十万石江州彦根御城主井伊掃部頭様 無御小休

御登りノ節 向下河岸名主小島忠左衛門 御小休

以上は天保十四年における諸大名の日光社参の時の記録と考えられる。

日光街道東往還を利用する大名が多かつた事が分る。幕府公認の街道筋の宿場町の本陣の當主は、通行大名の宿泊・御休等の他に数多くの家臣の接待についても細心の準備が必要であった。（詳細については改めて報告）

諸大名の日光社参は往路と同じ街道を復路としたようである。復路の記録も又同大名の名が記されている。本陣に宿泊或いは休んだ場合の礼金は極めて低く、小休の場合百文程度、昼食の接待を受けた場合銀武枚、其の他の金百文或いは金百疋などとなつていて、定まつた礼金の額はなく、それぞれの大名或いは旗本の財政規模（石高や役職等）

五 水害の記録

・安永九庚子（一七八〇）六月廿一日満水（江戸川）武丈三尺御閏所番并棒出、内河岸押切平右衛門裏切所長六拾四間當町水入子（一七八〇）の極月5日御普請御取掛り、御関所臺并棒杭出御懸り

・御勘定 猪俣要左衛門様

・御普請役 猪俣左右衛門様

○内河岸堤切所并水神前5川除、新川端堤上置御懸り

・御勘定 本山七藏様

・御普請役 菊地大次郎様

・御普請中大御見分翌春

・川除奉行 根岸九郎左衛門様

・御勘定 大賀治右衛門様

・其外御徒士目付御小人目付、右普請出来形御見分御懸り

・御勘定組頭 土山宗次郎様

・右御普請御手傳

・御関所臺棒出 松平安房守様 但御関台并棒杭出

・水神前5下手 松浦壹岐守様 但水神前5棒杭出

一、天明元辛丑年（一七八一）満水（江戸川）武丈武尺七寸、台町地内

千間堤押切葉山堤押切當町（江戸町）水入

一、天明三癸卯年（一七八三）満水台町堤押切、葉山堤壊樋欠損し、當

町野場水入、同七月台町堤切候節、其場所ニテ五人程水死ノ由申傳

一、同三卯年七月五日朝俄ニ西ノ方くらくもり、同夕5砂降り、夫5八日夕方迄夜二入り候如ク、日夜ノ分ケ無之、厚サ壹寸三四分位砂降ル、此年信州浅間山大焼ケニテ、関東江砂降リ大飢饉申傳也、

一、同六丙午（一七八六）春⁵大飢饉ニテ飢人多く有之、名主當番方二
テ一日二式度モ三日ノ施行、人数九百九拾二・三人江、御上様⁵粥
米被下置ト申ス事也、

一、天明六丙午年（一七八六）七月十三日⁵十五日迄大雨ニテ三日昼夜
不止降続キ、関東筋大満水當町二丁切所并欠所等左之通、

一、御閑所臺欠切り昼九ツ時（十二時頃）北御番所前通⁵欠崩レ其ノ差
シ方船頭長屋崩レ流ル、其ノ夜九ツ時（夜十二時頃）御閑所崩レ流

ル、右跡地ニ成ル、棒出モ同様不残欠崩申候、

一、内河岸堤切所但平左衛門屋敷跡長九拾式間程昼九ツ時（十二時頃）

過押切レ一躰ニ水入

一、沖ノ内堤長百拾四間押切申候

一、向河岸堤長六間押切申候

右ノ外流崩シ所數多有之、右大破ニ付同秋御見分、御勘定様方并御

普請役様方、但所々之御目論見御積立有之、

御勘定 萩野伴右衛門様

御普請役 荒堀五兵衛様

同 星野 瀬助様

右之通御懸リ候御普請御仕立有之候

堤切所

内河岸切所

一、長九拾九間 敷十三間半 深サ六尺水中

渡場稻荷前

一、長四拾壹間半 高式尺

内河岸堤切所

一、長九十九間 敷十壹間 高壹丈七尺 馬踏式間半

水神前下手杭出篠詰

一、長十九間 橫九間半 深サ壹丈壹尺

同所並杭出シ向河岸堤上置

一、長六間 高九尺 敷式間半

同所友七前⁵喜兵衛前迄押堀^{おつぼり}

一、長式十間 橫式間

右御普請

同年（天明六年）極月⁵御取掛リ御掛リ

御勘定 長谷部喜左衛門様

御普請役 倉橋定之 様

同 岡野 永蔵様

羽田 要藏様

伊奈半左衛門様内

右御掛リ御仕立有之候

右御掛リ御見分

総御奉行 山川下總守様

御勘定様方 其の外御掛リ諸御役人中様方

御閑所臺并棒出シ御普請御手傳

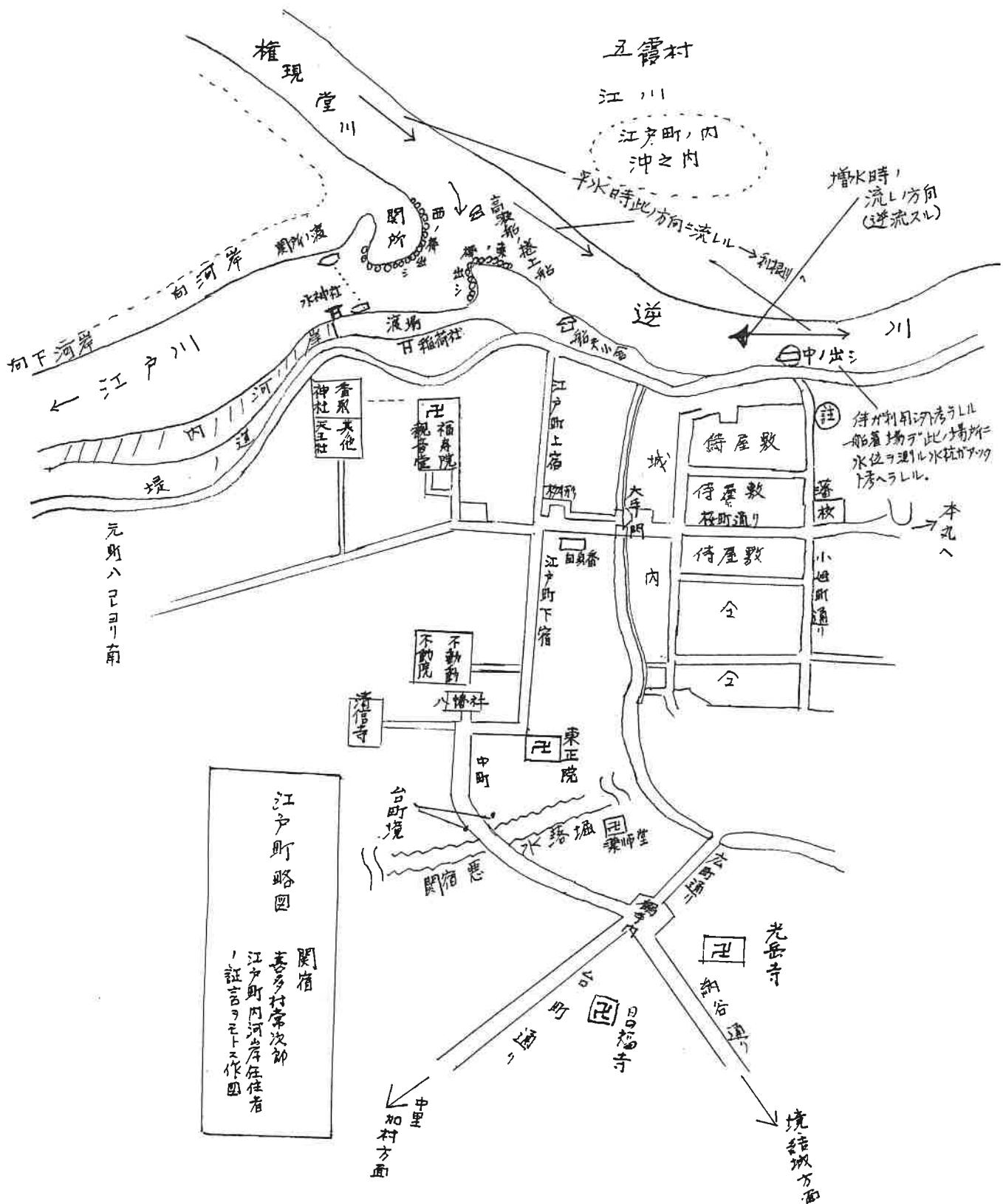
内河岸・冲ノ内・向河岸・四^{よつ}谷御手傳 松平内蔵頭様

御代官 伊奈半左衛門様

右同断 御一同様惣見分有之候

右天明七丁未年春改

以上が会田久兵衛（関宿本陣・名主）の「懷中諸用之覚書」に見られる天明大災害の記録である。天明六年（一七八六）七月に起きた大満水の被害地・特に江戸川流頭部より下流の河岸地帯（江戸町地内）の堤防決潰地帯及び江戸町飛地冲ノ内（旧權現堂川沿岸）に至る個所の被害状況と、災害復旧工事の記録である。天明七年（一七八七）春惣見分とあることから、當時関所もあり河川交通の要衝でもあつたことから、驚く可



き早さで復旧がなされたと考えられる。

次いで関宿における藩政時代最後の大水と謂われる、弘化三丙午年（一八四六）の水入について次の様に書き残している。

一、武丈三尺八寸五分 弘化三丙午年水入

但午七月朔日曉ヶ方臺町地内千間堤押切

同月同日昼九ツ時過（十二時頃）葉山堤押ツ切レ一体水入、午ノ六

月十六日ヨリ打続日々上ヶ雨晦日頃迄雨天続キ水高増有之

同（午）七月朔日早朝ヨリ急ニ水増物堤惣越ニ成ル。（註・惣越ト

ハ川水が堤防を越スコト）

比の外「年々洪水之控」として次の様に各年の洪水を記している。

一、武丈壹尺 宝永二酉年（一七〇五）

一、武丈貳尺余 宝暦七丑年（一七五七）

一、武丈三尺 安永九子年（一七八〇）

一、武丈貳尺七寸 天明元丑年（一七八一）

一、武丈貳尺四寸 天明三卯年（一七八三）

一、武丈六尺余 天明六年（一七八六）水入

一、武丈貳尺余 文化九申年（一八一二）水入

一、武丈三尺程 文政七申年（一八二四）水入

但此前後水丈ケ不相分候

次の記録は「関宿用悪水堀開削」を決定づけるに至つた、弘化三丙午年（一八四六）の洪水被害の記録である。

一、武丈三尺八寸五分 弘化三丙午年（一八四六）水入

但午七月朔日曉ヶ方台町地内千間堤押切、同月同日昼九ツ時過（十
二時過頃）葉山堤押ツ切一軒水入、午ノ六月十六日ヨリ打続日々上ヶ雨

晦日頃迄（約半月間）雨天続水高增有之、

同七月朔日早朝ヨリ急ニ水増物堤惣越ニ成ル、

此の弘化三年の大洪水による被害後船橋隨庵による治水工事が、大々的に行はれることになり、治水事業完了（嘉永三年）後、中ノ出水

杭の水位について次の如く書かれている。
中ノ出水杭

一、水增高武丈壹尺余 嘉永五壬子年（一八五二）七月廿一日ヨリ廿三日迄水增高相保不難

一、安政二乙卯年（一八五五）六月四日曉方より夜迄大雨降ル

右同五日中ノ出シ水杭

一、水增高武丈 同五日晴天ニ候得共水増、御関所仮御番所江御引越、

同七日水引落ニ付又々御関所御引移、此水防相保無難

以上関宿本陣（名主）會田久兵衛諸用之覚書より、江戸町と水害に関する記録を紹介した。江戸町は「関宿通り多功道」の宿場町として、又

江戸川を上下する高瀬船の河川交通物流問屋町の一角として知られているが、水害に常に苦しんだ町でもあつた。略図により文献に出てくる地名を示すことにした。（関宿城絵図及び古者の傳承を参考にした略図である。）

【参考文献・史料】

『會田久兵衛諸用之覚』

喜多村常次郎『西関宿誌』（私家版）

『関宿城絵図』 関宿城博物館蔵

『村松家関宿江戸町図』 関宿城博物館寄託

（客員研究員）

（つづく）

**千葉県立関宿城博物館 研究報告
第 7 号**

平成 15 年 3 月 31 日発行

編集・発行 千葉県立関宿城博物館
〒270-0201 千葉県東葛飾郡関宿町三軒家 143-4
電話 04 (7196) 1400
FAX 04 (7196) 3737

印刷・製本 有限会社 飯島印刷サービス
〒270-0213 千葉県東葛飾郡関宿町桐ヶ作 560-2
電話 04 (7196) 1610
FAX 04 (7196) 1641
